

三菱商事パワー株式会社「葛巻ウィンドファームプロジェクト
環境影響評価準備書」に対する勧告について

平成29年1月27日
経 済 産 業 省
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「葛巻ウィンドファームプロジェクト環境影響評価準備書」について、三菱商事パワー株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 岩手県岩手郡葛巻町
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出力 : 110,400kW(2,300kW×48基設置予定)

2. これまでの環境影響評価に係る手続

環境影響評価準備書受理	平成28年 8月18日
住民等意見の概要受理	平成28年10月17日
岩手県知事意見受理	平成28年12月 5日
環境大臣意見受理	平成28年12月27日

問合せ先:電力安全課 長村、高須賀、岡田
電話:03-3501-1742(直通)
03-3501-1511(代表)
4921(内線)

三菱商事パワー株式会社「葛巻ウィンドファームプロジェクト環境影響評価準備書」に対する勧告内容

1. 総論

(1) 工事計画の見直しについて

本事業の工事計画は、風力発電設備及び工事用道路（以下「風力発電設備等」という。）の設置により多くの土地の改変が行われ、現状計画では土工量が著しく多いものとなっているとともに、特にその多くが風車ヤード造成に伴う切土から発生しており、その残土の処理のために土捨場を設置し、更なる土地の改変が行われることとなっていることから、水環境、動植物の生息・生育環境、生態系等への重大な影響が懸念される。こうした環境影響は、風力発電設備等に関する工事計画の見直しにより、低減させることが可能と考えられる。

このため、以下の事項を念頭に、当該地域における道路設計等に関する専門家等からの指導・助言を踏まえ、風力発電設備等の位置や道路計画等を見直すとともに、改変区域の大幅な変更がある場合には、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて必要な環境保全措置を講ずること。

- ① 風力発電設備の設置高及び道路線形の見直し並びに既存道の活用により、切土高、盛土高を減じ、土地の改変面積の最小化を図ること。特に、風車位置の見直し等により風車ヤードの切土高を減ずるよう検討すること。
- ② 切土量、盛土量のバランスをとること等により、残土の発生を最小限に抑えること。
- ③ やむを得ず残土が生じ、新たに土捨場を設けて残土を処理する場合には、専門家等からの助言に基づき盛土の安定性を確保できる場所、工法を選択すること。
- ④ 沈砂池等の配置及び流末処理等の濁水対策を十分に検討し、適切に講ずること。
- ⑤ 希少な動植物の生息地・生育地の改変を極力回避すること。
- ⑥ ①から⑤の措置を講じてもなお、大規模な土工量が発生する風力発電設備等については、これらの設置の取りやめや配置等を見直しを行うこと。

(2) 事後調査等について

上記の措置を講ずることを前提として、事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

- ① 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、

必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

- ② 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- ③ 事後調査及び環境監視等により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。
- ④ 周辺の他事業者による風力発電所との累積的な影響が懸念されるため、周辺の他事業者と情報を共有し、地域全体で効果的な環境保全措置を講ずることで、環境影響を低減させるよう努めること。特に、鳥類に対する移動経路の阻害やバードストライク事故等重大な環境影響が懸念される情報について、事後調査結果を含め、積極的に情報共有を図ること。

2. 各論

(1) 騒音等に係る環境影響

工事用資材等の搬出入に伴う騒音について、複数地点においてA及びBの地域類型における環境基準値を上回っており、騒音の増加量が最大で15デシベルと予測されていることから、生活環境への影響が懸念されるため、工事用資材等の輸送効率化による車両台数の削減、搬出入ルート分散化による車両台数の平準化及び低速走行等の追加的な環境保全措置により騒音を一層低減するよう努めるとともに、工事実施期間中には、それらの追加的な環境保全措置の効果について確認すること。

(2) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく国内希少野生動植物種に指定されたイヌワシ等の生息環境となっているほか、対象事業実施区域の周辺には、イヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類の営巣が確認されており、本事業によるこれらの希少猛禽類への重大な影響が懸念される。

このため、本事業による希少猛禽類への影響を回避又は低減する観点から、以下の措置を講ずること。

- ① バードストライクの発生の可能性を低減するために、ブレード塗装やシール貼付等鳥類からの視認性を高める措置を設備稼働前に講ずること。
- ② 鳥類のブレード、タワー等への接近又は接触に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、供用後のバードストライクの有無及びクマタカ等の飛翔経路の変化に係る事後調査を適切に実施するとともに、バードストライクが確認される等、希少猛禽類等の重要な鳥類に対する重大な影

響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、稼働制限等の追加的な環境保全措置を講ずること。

併せて、稼働後においてバードストライクが発生した場合の対応措置について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

特に、イヌワシに係るバードストライクが発生した場合には、専門家の助言を踏まえて、当該風力発電設備及び同様に衝突する可能性が高い風力発電設備を停止するとともに、バードストライクの原因の解明を行い、その結果に基づき、原因を解決するための追加的な措置を行った上で稼働再開とすること。

(3) コウモリ類に対する影響

コウモリ類への影響に関する予測及び評価には、不確実性を伴うことから、供用後に事後調査を適切に実施し、その結果を踏まえて、必要に応じて追加的な環境保全措置を検討するとともに、環境保全措置に関して新たな研究成果等が得られた場合には、追加的な環境保全措置の実施に努めること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を環境影響評価書に記載すること。